

学校感染症治癒証明書（登校許可書）の提出について

平素より学校の運営につきまして、ご協力をいただき、誠にありがとうございます
今回、学校保健安全法第19条に基づき、お子様が出席停止となりました。治癒後、医師の証明印を受けたのち、登校させてください。
なお、この登校許可書に関しまして、下記のことにご注意くださいますようお願いいたします。

記

- 1 新宿区学校医の医療機関（別紙一覧参照）に発行を依頼する場合は、すべて公費負担となり保護者負担はありません。
- 2 新宿区学校医以外の医療機関に依頼された場合は、その限りではありません。

《登校許可書》 ※医療機関記入欄

新宿区立 _____ 学校 _____ 年 _____ 組 氏名 _____

出席停止期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

医療機関名

医 師 名 _____ 印

出席停止の理由 該当する病名にチェックをお願いいたします。

第2種		出席停止の期間の基準 等	
	インフルエンザ（ ）型	発症した（発熱した日の翌日を1日とする）後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（※令和4年11月15日より）	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		

第3種		出席停止期間の基準 等	
		病状により、学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	急性出血性結膜炎	溶連菌感染症
	流行性角結膜炎	ウイルス性肝炎	マイコプラズマ感染症
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）		
	その他 感染症名（ _____ ）		